

電話ボックス様の造作水槽、その内部に設置された公衆電話機様の造作と柵、水槽を満たす水、水中で泳ぐ主に赤色の金魚から構成される作品の著作物性が認められ、同様の構成を持つものの組み立てが著作権および著作者人格権を侵害するとされた事例

—金魚電話ボックス事件（控訴審）—

大阪高判令和3年1月14日 令和元年(ネ)1735号（裁判所ウェブサイト）

近畿大学 教授 諏訪野 大

◆事案の概要

1. X（原告・控訴人）はこれまで数多くの個展を開き、美術展に出品するなどして活動している現代美術家である。

Y1（被告・被控訴人）は、奈良県大和郡山市の柳町商店街の事業者を組合員とする事業協同組合である。

Y2（被告・被控訴人）は、大和郡山市で地域活性化を目指す団体であるK-Pool Projectの代表者である。

2. X作品は、4側面とも全面アクリルガラスの電話ボックス様の造作水槽（出入り口面にある縦長の蝶番はなく、屋根は黄緑色。以下、X電話ボックス）、その内部に設置された黄緑色の公衆電話機様の造作（以下、X電話機）と柵、水槽を満たす水、水中で泳ぐ主に赤色の金魚から成る。内部には、支柱の一つにX電話機が固定され、その下に薄い灰色の正方形の柵が設置されている。受話器は、ハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、受話部から気泡が発生している。水はX電話ボックス全体を満たさず、上部に空間が残されている。金魚の数は、展示ごとに50匹から150匹で変動する。

Xは、平成10年に初めて、メダカやタナゴを水中に泳がせた「メッセージ」と題する作品を発表し、金魚を泳がせたX作品を同タイトルで、平成12年12月から平成30年8月にかけて美術展等で展示している。

X作品は、その完成前のものを含め、平成10年以降たびたび新聞、雑誌等で取り上げられた。

3. Y作品は、実際の公衆電話ボックスの部材を利用して制作されたものであり、電話ボックス様の造作水槽（以下、Y電話ボックス）、その内部に設置された灰色の公衆電話機（X

電話機と違う機種。以下、Y電話機）と柵、水槽を満たす水、水中で泳ぐ主に赤色の金魚から成る。4側面とも全面がアクリルガラスである。出入り口面の縦長の蝶番は存在しない〈平成26年2月22日に柳町商店街の喫茶店「K COFFEE」（以下、本件喫茶店）でY作品の展示が始まった当初、蝶番を模した部材が貼り付けられていたが、その後取り外された〉。屋根は赤色である。内部は、支柱の一つに上下2段の水平の柵が設置され、上段にY電話機が置かれている。柵の形状は、上段が正方形、下段が六角形である。受話器はハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、受話部からは気泡が発生している。水は、Y電話ボックス全体を満たしている。金魚の数は、X作品とそれほど異なる。

Y作品の制作、展示、撤去の経緯は以下のとおりである。

京都造形芸術大学（現・京都芸術大学）でA教授の指導を受けていた学生6名が創設した団体「金魚部」は、公衆電話ボックスの部材を利用して造作した水槽に水を入れ、金魚を泳がせ、水槽内の公衆電話機受話器から気泡を発生させた美術作品「テレ金」を制作した。

平成23年5月ごろY2は、金魚部のメンバーである学生およびAと知り合い、同年6月ごろ、K-Pool Projectのメンバーが金魚調査のため香港を訪問した際にはAも同行した。

平成23年10月、金魚部は大阪市内で開催されたアートイベント「おおさかカンヴァス2011」にテレ金を展示した。Y2は、金魚店や水槽店を金魚部に紹介するなど支援し、展示も見に行った。

平成24年3月から4月にかけて、金魚部は大和郡山市で開催された映画公開記念イベントおよび「大和郡山お城まつ

り」においてテレ金を展示し、Y2も手伝った。展示後、Aから依頼され、Y2は水を抜いた状態のテレ金を保管した。その後、金魚部は活動を停止した。

平成25年10月に大和郡山市で「奈良・町家の芸術祭 HANARART2013」が開催される際、Aが柳町商店街のキュレーターになった。同イベントの実行委員長BはY2にテレ金の展示を提案した。Y2は、Aに話をしたうえで、「金魚の会」（代表者：Y2）を結成し、金魚の会が金魚部からテレ金の部材を譲り受けた。

金魚の会は、HANARART2013においてテレ金同様の作品を「金魚電話」と名付けて展示した。その際、Y2はAから展示方法等についてアドバイスを受けている。

Y2は、金魚の会から金魚電話の部材を承継し、保管していたが、平成26年2月22日、本件喫茶店の屋外においてY作品の展示を始めた。Y作品の所有権をY1が取得し、Y2とともに管理した。YらはY作品を「金魚電話ボックス」などと呼んでいた。

4. 平成24年8月ごろXは、金魚部が前年のおおさかカンヴァス2011にテレ金を展示したことおよび平成24年のおおさかカンヴァスでも展示予定であることを知った。そこで同作品がX作品の著作権を侵害するとおおさかカンヴァス事務局に抗議して出品停止を求め、X作品の資料を送付したところ、金魚部メンバーから連絡があったため、Xはテレ金の内容を変えるよう求めた。その後、金魚部が出品を辞退したとおおさかカンヴァス事務局からXに連絡があった。

平成25年12月、XはHANARART2013に「金魚電話」が展示されたことを知ってBに電話で抗議し、「金魚電話」は金魚の会の作品であることや代表者であるY2の電話番号を聞いた。Xは、Y2に電話で抗議した。

平成27年10月26日、本件喫茶店でのY作品の常設展示がテレビ報道され、そのことを知ったXはY2に抗議した。

XはY1に対し、Y作品がX作品についてのXの著作権を侵害していると申し入れ、奈良市在住Cの仲介で、Y2、Y1の理事長D、本件喫茶店の経営者Eと、Y作品の展示の可否や条件について話し合った。

その結果、平成29年8月21日以降、Xが金魚電話ボックス作品を世界で初めて発表したことやY作品がY1とXのコラボレーション作品であることを内容とする「金魚の電話ボックス『メッセージ』」という書面をY作品に掲示することとなった。

さらにその下に、Xの経歴とX作品のカラー写真が「『メッセージ』2013年伊達市立梁川美術館（福島県伊達市）」の説明文とともに掲載されていた。

Xは、Y作品の公衆電話機や屋根の色がX作品と異なることが同一性保持権を侵害していると考えていたため、Y作品の公衆電話機と屋根をX作品と同様の色にすることを強く求め、話し合いを続けた。しかし、Y1はXの著作権を認めず、Y作品の公衆電話機を黄緑色のものにするのを拒否するようになった。

平成29年12月28日、XはY1に対し、Xの費用負担によりY作品の屋根を黄緑色にすることなどを含む協定書案を提示した。

平成30年4月10日、Y1は著作権侵害を否定し、Xの要請を拒否する一方、Y作品を撤去して水を抜いた状態で保管した。

5. XがYらに対し、Y作品はX作品を複製したものであって、Xの複製権、同一性保持権および氏名表示権を侵害すると主張し、Y作品の制作の差止めと廃棄および損害賠償などを求めて、訴えを提起した。

原判決（奈良地判令和元年7月11日裁判所ウェブサイト）は、Xの請求をいずれも棄却した。

Xは、仮にY作品が複製権を侵害していなくとも翻案権を侵害するとの主張を追加し控訴した。

◆判旨—原判決変更・控訴一部認容—

1. X作品の著作物性

「創作性があるといえるためには、……創作者の何らかの個性が発揮されたものであることを要する。表現がありふれたものである場合、……『創作的』な表現ということとはできない。また、ある思想ないしアイデアの表現方法がただ1つしか存在しない場合、あるいは、1つでなくとも相当程度に限定されている場合には、その思想ないしアイデアに基づく表現は、誰が表現しても同じか類似したものにならざるを得ないから、当該表現には創作性を認め難い」

「第1の点（引用者注：X電話ボックスの多くの部分に水が満たされている点）は、……表現の選択の幅としては、入る水の量をどの程度にするかということしかない。また、公衆電話ボックスが水槽化していることが鑑賞者に強烈な印象を与えるのであって、水の量が多いか少ないかに特に注意を向ける者が多くいるとは考えられない。したがって、電話ボックスを水槽に見立てるといったアイデアを表現する方法に

は広い選択の幅があるとはいえないから、電話ボックスに水が満たされているという表現だけを見れば、そこに創作性があるとはいえない。

第2の点（引用者注：X電話ボックスの4側面とも全面がアクリルガラスである点）は、……鑑賞者にとっても、注意をひかれる部位とはいえない、この縦長の蝶番が存在しないという表現（すなわち、電話ボックスの側面の全面がアクリルガラスであるという表現）に、X作品の創作性が現れているとはいえない。

第3の点（引用者注：水中に50匹から150匹の赤色の金魚が泳いでいる点）は、……『テレ金』は、……X作品とはかなり異なった印象を鑑賞者に与える作品であると評価することができ、その表現にX作品との相違があることは明らかである。もっとも、……電話ボックスの大きさととの対比からすると、ありふれた数といえなくもなく、そこにXの個性が発揮されているとみることが困難であり、50匹から150匹程度という金魚の数だけをみると、創作性が現れているとはいえない。

第4の点（引用者注：受話器がハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生している点）は、……電話先との間で、通話をしている状態がイメージされており、鑑賞者に強い印象を与える表現である。したがって、この表現には、Xの個性が発揮されているというべきである」

「第1と第3の点のみでは創作性を認めることができないものの、これに第4の点を加えることによって、……X作品は、その制作者であるXの個性が発揮されており、創作性がある。このような表現方法を含む1つの美術作品として、X作品は著作物性を有する」

2. 著作権侵害の有無

(1) 同一性・類似性

「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを有形的に複製すること（著作権法2条1項15号）をいい、著作物の翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう（最高裁

昭和53年9月7日第一小法廷判決・民集32巻6号1145頁、最高裁平成13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁参照）」

「共通点①及び②（引用者注：①公衆電話ボックス様の造作水槽の水中に主に赤色の金魚が50匹から150匹程度泳いでいる点、②受話器がハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生している点）は、X作品のうち表現上の創作性のある部分と重なる」

「Y作品は、X作品のうち表現上の創作性のある部分の全てを有形的に複製しているといえ……、Y作品が新たに思想又は感情を創作的に表現した作品であるとはいえない。そして、後記……のとおり、Y作品は、X作品に依拠していると認めるべきであり、Y作品はX作品を複製したものであることができる。」

仮に、公衆電話機の種類と色、屋根の色（相違点①～③（引用者注：①機種が異なる点、②X電話機が黄緑色、Y電話機が灰色である点、③屋根がX作品は黄緑色、Y作品が赤色である点））の選択に創作性を認めることができ、Y作品が、X作品と別の著作物ということができるとしても、Y作品は、上記相違点①から③について変更を加えながらも、後記……のとおりX作品に依拠し、かつ、上記共通点①及び②に基づく表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、X作品における表現上の本質的な特徴を直接感得することができるから、X作品を翻案したものであることができる」

(2) Y作品の制作者

「Y作品は、電話ボックス様の造作水槽に水を入れ、金魚を泳がせ、受話器を水中に浮かせた状態で固定してその受話部から気泡を発生させることで制作することができるから、……これらの作業をすることにより、Y2はY作品を制作したということができる」

「Y1は、この展示の当初から主体的に関与していた」

「Y1が主体となって、Y2と共同して、Y作品を制作した」

(3) 依拠

「Y2は、遅くとも平成25年12月までに、X作品のことを知り、かつ、これについて美術家であるXが著作権を主張していることも知ったと認められる」

「Y作品が『テレ金』を承継するものであることを理由として依拠を否定することはできず、YらはY作品を制作するに当たりX作品に依拠したと認めることができる」

「Yらは、……Xの著作権を侵害したと認められる」

3. 著作者人格権侵害の有無

「Yらは、……Xの氏名を表示することなく、X作品の複製物であるY作品を本件喫茶店に展示したから、……Xの氏名表示権を侵害したと認められる」

「YらはY作品を制作するに当たりX作品を改変したと認められ、また、……公衆電話機及び電話ボックスの屋根の色が黄緑色ではないという点で、これらの色が黄緑色であることを重視するXの意に反する改変である。

したがって、Yらは、Y作品を制作することによりXの同一性保持権を侵害したと認められる」

4. 損害賠償遅延損害金発生起算点

「Y作品によるXの著作権及び著作者人格権の侵害は、本件喫茶店における展示期間の全体を通じて行われたものであるから、遅延損害金は、その終期である平成30年4月10日以降の請求に限って認容すべきである」

◆評釈—結論賛成、理論構成に疑問—

1. はじめに

本判決は、電話ボックス様の水槽に金魚を泳がせる作品の著作権および著作者人格権侵害について原判決と異なる判断を示した。

原判決については、その判決文中において訴えの提起時より3年以上前の事実までしか記載がなく^{*1}、争点である著作者人格権侵害について何らの判断も示していないなど、問題点が少なくなかったことは、既に同判決の評釈^{*2}で指摘したが、本判決では、事実認定が大幅に拡充され、著作者人格権侵害についても判断が示されている。

X作品が、既存の素材を組み合わせる現代美術に分類されるものであるため、著作物性の有無に注目が集まるが、本判決は、その判断基準自体については特段新たな理論を構築していない。しかし、現代美術作品の著作権侵害を認めるにあたっての侵害者該当性や依拠性などについて興味深い理論構成を展開しており、今後参考にすべき判決である。

2. X作品の創作性

本判決は、著作物性要件の中核である創作性について、創作者の何らかの個性の発揮が必要であるとする伝統的な立場に立つとともに、「表現の選択の幅」という文言も用いる。「表現の選択の幅」とは、ある作品に著作権を付与しても、なお

他の者には創作を行う余地が多く残されている場合やありふれた表現でない場合に創作性があるとする近時有力に主張されている理論である^{*3}。

原判決において「表現の選択の幅」という文言は使用されていないが、ほぼ同様の考え方にに基づきX作品の著作物性が認められている。

本判決は、X作品について本物の公衆電話ボックスと異なる4つの点を挙げ、各々の創作性の有無を判断し、その結果、受話器がハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生している点（第4の点）にのみ創作性があるとしたうえで、それを他の点に加えることでX作品の著作物性を認めた。

著作物の定義規定（著2条1項1号）において、作品全体を対象として創作性が求められている。部分ごとに分けられ、各々全てに創作性があれば、いわゆる結合著作物に当たる。著作物と非著作物との結合であれば編集著作物（著12条1項）になる可能性はあるが、選択または配列に創作性がなければ全体としては単なる編集物にすぎない。

どのような作品も分割すればするほど、その部分には創作性が認められないことが多くなる。作品全体を対象として何らかの創作性が認められればよいと考えるべきである。

また、各点について鑑賞者の印象が重要視されているが、著作権が発生する著作物創作時（著51条1項）には鑑賞者がいないことが通常であろう。仮に、著作物創作時に鑑賞者がいたとしても、印象がないと告げられれば著作物ではなく著作権が発生しないという結論を肯定し得るものであって妥当ではない。

X作品については個性の発揮があり、また、著作物性を認めても他の表現方法がなくなるわけでもないと思われ、著作物性を認める本判決の結論は妥当であるが、その理論構成には賛成できない。

3. 著作権侵害の有無

(1) 同一性・類似性

複製についてワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件、翻案について江差追分事件の最高裁判決が引用されており、従前の判断基準が用いられている。

Y作品はX作品の複製であるとされた。その理由は、両者の共通点①公衆電話ボックス様の水槽に金魚が50匹から150匹程度泳いでいる点（著作物性判断における第3の点に当た

る)、②受話器が水中に浮いた状態で固定され、受話部から気泡が発生している点(著作物性判断における第4の点に当たる)が、X作品の創作性のある部分と重なり、Y作品はX作品の創作性のある部分の全てを有形的に複製していること、また、Y作品が新たに思想・感情を創作的に表現していないことによる(依拠については後述)。

共通点①について、本判決は創作性がない部分であると既に述べており、著作権侵害においてこの点を判断の要素とすると矛盾が生じる。共通点①に創作性がなければ、複製行為があったとしても、その部分については侵害と関係ないはずである。作品を部分に分割したうえで各々創作性の有無を判断し、創作性のない部分に創作性のある部分を加えるとその作品に創作性があるとする本判決のような考え方を採ると、創作性有無の判断と著作権侵害の有無の判断との間に矛盾が生じやすくなる。

作品全体を一つの表現として創作性の有無を判断する立場からは、共通点②以外の全てを含めて有形的複製に該当するか否かを見ることになる。公衆電話機の種類と色や屋根の色等、相違する点があり、複製というほどのレベルには達しておらず、複製には該当しないと解される。

翻案については、「仮に、公衆電話機の種類と色、屋根の色(相違点①～③)の選択に創作性を認めることができ」とすれば、としたうえで、「共通点①及び②に基づく表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、X作品における表現上の本質的な特徴を直接感得することができるから、X作品を翻案したものということができる」と述べた。

しかし、創作性がないとした共通点①の表現上の本質的な特徴の同一性維持が、なぜ翻案該当の要件となるのか明らかではない。また、複製と翻案はトレードオフの関係であり、複製と認めた以上は、(Xが当審において新たに翻案権侵害の主張を加えた点を踏まえたことによるものであろうが)翻案への言及を行う必要はなかったと思われる。

作品全体を一つの表現として創作性の有無を判断する立場からは、共通点、相違点を問わず全体として表現上の本質的な特徴の同一性が維持されているか否かを判断することになる。両者を比較すれば、表現上の本質的な特徴の同一性が維持されていることに異論を挟む余地はないように思われ、Y作品はX作品の翻案であると解される。

(2) Y作品の“制作”者

Y作品はテレ金を引き継いだものであり、原始的制作者は

金魚部である。本判決ではYらを“制作”者であるとして、侵害の主体とした。

著作権法上、「制作」は「映画の著作物の著作者」の規定(著16条)のみに現れる文言であって、映画のプロデューサーの行為を指すとされている^{*4}。本判決が、Yらの行為を(「複製」であるとしながら「制作」を用い続ける理由は当事者の用法に従ったためと思われるが)「その他の方法」(著2条1項15号)の一つとしたと解することになる。

本事案での「制作」は部材の組み立てと水の注入、金魚の投入を指すが、これを有形的複製とした点が本判決の最大の特徴であると思われる。有形的複製方法として例示される印刷・写真・複写・録音・録画は、通常、部材の組み立てを伴わず、その後の分解も視野に入っていない。この意味で、「その他の方法」の新たな具体例を示したものであると位置づけられる。なお、判決文を見る限り、YらはY作品に同一性も依拠もないと述べるのみで、Yらの「制作」行為が有形的複製の例示とは性質が異なる旨の主張はしていない。

本判決のこの考え方は、部材の組み立てがなされるたびに複製権侵害が生じるという結論を導く。

組み立て済みの複製物を受領、展示、分解、返却した場合には侵害にならないことになる(展示権は原作品のみが対象)。あくまでも、「制作」が複製となるからである。

(3) 依拠

複製であれ翻案であれ依拠がなければ侵害とはならない。テレ金の部材を引き継いだY作品の「制作」が複製となるかどうかについては、金魚部ではなく、Y作品の「制作」時における依拠の有無が問題となる。

Y2が平成26年2月22日に「制作」した時点では、認定事実に基づけばX作品の存在を知っていることが認められ、依拠があったといえる。

依拠の有無は、複製・翻案行為ごとにまた、それを行った者ごとに判断されるべきであり、金魚部とYらとを別個独立に判断した本判決は(当然のことを当然のようにしたものはあるが)妥当である。

判決文を見る限り、Yらは単に金魚部が制作者であって、その金魚部に依拠はないと述べるのみであり、Yら自身の「制作」時については何ら言及していない。X作品の著作物性を否定することを前提とするにしても、当論点については、Y2の「制作」時に依拠がないことの主張立証がなければ反論として成立しないとされても仕方がないであろう。

4. 著作者人格権侵害の有無

Y作品がX作品の複製物であるとすれば、著作物の有形的複製物の展示は「公衆への提示」(著19条1項)に当たり、氏名表示権の侵害となる。また、Y作品の公衆電話機や屋根の色がX作品と異なっており、この点が著作者であるXの意に反する改変(著20条1項)であることは事実から明らかであるから、同一性保持権侵害も認められるとした結論は妥当である。

もっとも、本判決は作品を分割して個々に創作性の有無を判断する手法を採ってX作品の公衆電話機や屋根の色には創作性がないと述べた以上、創作性がない部分の改変が同一性保持権侵害となることについて整合性のある、より詳細な説明が必要であったと思われる。

5. 損害賠償遅延損害金発生の起算点

Xは、Y作品が制作され、展示された平成26年2月22日からの遅延損害金を請求したが、本判決は「Y作品によるXの著作権及び著作者人格権の侵害は、……展示期間の全体を通じて行われたものであるから、遅延損害金は、その終期である平成30年4月10日以降の請求に限」とした。

遅延損害金発生時に関して、最高裁は「不法行為によりこうむつた損害の賠償債務……は、損害の発生と同時に、なんらの催告を要することなく、遅滞に陥る」と判示している(最判昭和37年9月4日民集16巻9号1834頁)。

たしかに、本判決と同様の基準を示す裁判例もある。たとえば、商標権侵害事件において「継続的不法行為により生じる損害賠償債務に関する遅延損害金の起算日については、……繁雑を避ける実務上の慣行からすれば、その間の全不法行為が終了した日……から生じる」としたものがある(東京高判平成15年3月13日裁判所ウェブサイト)。

しかし、これは商標使用という継続的不法行為に関するものである。本事案の「制作」は一時的不法行為であり、複製

権および同一性保持権侵害の遅延損害金について最高裁の判断基準と異にすべき理由はない。氏名不表示は継続的不法行為ではあるが、慰謝料であるにもかかわらず、実際に侵害のあった撤去前の展示期間を除外するのは妥当でない。Xが主張するとおり、平成26年2月22日を起算点とすべきである。

6. おわりに

原判決の評釈において棄却の結論に賛成としたのは、Xが翻案権侵害を主張しておらず、X作品とY作品との同一性が認められない以上、複製権が侵害されず、その結果、両者は別個の著作物となるため、氏名表示権も同一性保持権も侵害がないとなる論理的な帰結に至ったことによる^{*5}。本判決が複製を認めた点に賛成できないことは既述のとおりである。

著作権法27条は文理的には翻訳・編曲・変形と翻案とを分けており、その見出しも「翻訳権、翻案権等」である。変形には江差追分事件最高裁判決の射程が及ばず、一部の色の変更等に新たな創作性がないと認められた場合でも変形権侵害が認められると解釈することも可能であろう。

本事案は、現代美術作品の著作物性や権利侵害の認定方法などこれまで漠然としていた部分について光を当てた有意義なものとして位置づけられよう。

既存の素材を組み合わせる現代美術においては今後も参考になる本判決の理論構成であるが、さらに、部材の組み立てとその後の分解を想定できる建築や応用美術などに対しても適用可能かどうか、その射程が課題となる。

また、組み立て済みの違法な複製物を単に受領・展示している場合、つまり「制作」行為がない場合、展示している者は侵害者ではない。その場合の違法な複製物の撤去としての差止めを請求する場合、どのような法律構成を組み立てるかも考えていく必要がある。

(すわの おおき)

※1) 訴状には訴えの提起の約5カ月前までの記載がある(ならまち通信社「訴状」https://narapress.jp/message/2018-09-19_complaint.pdf)。実際、Yらから損害賠償請求権の消滅時効(民724条)について何らの主張もなされていない。

※2) 諏訪野大「内部に金魚を泳がせている公衆電話ボックスを模した造作物について著作物性が認められたが、複製権等の侵害が否定された事例－金魚電話ボックス事件－」発明2020年4月号 p.42

※3) 中山信弘『著作権法〔第3版〕』p.71(有斐閣・2020年)、島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門〔第3版〕』p.33(有斐閣・2021年)[横山久芳]

※4) 加戸守行『著作権法逐条講義七訂新版』p.158(著作権情報センター・2021年)

※5) 諏訪野・前掲注(2)。上野達弘・前田哲男『〈ケース研究〉著作物の類似性判断 ビジュアルアート編』p.144(勁草書房・2021年)注(33)参照。